

平成27年度における北海道地区の下請法の運用状況等について

平成28年6月9日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,610名（製造委託等^(注1)1,046名、役務委託等^(注2)564名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者4,600名（製造委託等3,133名、役務委託等1,467名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	北海道	全国	北海道
平成27年度	39,101	1,610	214,000	4,600
製造委託等	26,559	1,046	151,499	3,133
役務委託等	12,542	564	62,501	1,467
平成26年度	38,982	1,418	213,690	4,700
製造委託等	25,935	941	152,504	3,113
役務委託等	13,047	477	61,186	1,587
平成25年度	38,974	1,381	214,044	4,575
製造委託等	26,217	872	148,332	2,479
役務委託等	12,757	509	65,712	2,096

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は197件（製造委託等153件、役務委託等44件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが196件（製造委託等152件、役務委託等44件）、下請事業者からの申告によるものが1件（製造委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は198件（製造委託等152件、役務委託等46

件)であり、このうち、184件(製造委託等144件、役務委託等40件)について指導を行った。管内を含む全国の都道府県ごとの勧告又は指導を行った事件の件数の内訳は別紙1のとおりである。また、主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数				処 理 件 数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計		
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	北海道	196	1	0	197	0	184	184	14	198
	製造委託等	全国	4,382	69	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
		北海道	152	1	153	0	144	144	8	152
	役務委託等	全国	1,828	26	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
		北海道	44	0	44	0	40	40	6	46
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	北海道	196	0	0	196	1	168	169	27	196
	製造委託等	全国	4,074	62	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
		北海道	137	0	137	1	122	123	15	138
	役務委託等	全国	1,649	21	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
		北海道	59	0	59	0	46	46	12	58
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
	北海道	186	3	0	189	0	159	159	27	186
	製造委託等	全国	3,631	37	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
		北海道	93	2	95	0	75	75	17	92
	役務委託等	全国	1,787	22	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
		北海道	93	1	94	0	84	84	10	94

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況(第3表参照)

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で281件となっており、このうち、製造委託等に係るものが228件、役務委託等に係るものが53件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)は173件(類型別件数の延べ合計の61.6%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが141件、役務委託等に係るものが32件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は108件(類型別件

数の延べ合計の 38.4%) である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 88 件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の 81.5%）、②下請代金の減額が 12 件（同 11.1%）③手形期間が 120 日（繊維業の場合は 90 日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付（以下「割引困難手形」という。）が 4 件（同 3.7%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は 87 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 68 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別延べ合計の 78.2%）、②下請代金の減額が 12 件（同 13.8%）、③割引困難手形が 3 件（同 3.4%）等となっている。

(i) 役務委託等に係る実体規定違反は 21 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 20 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別延べ合計の 95.2%）及び②割引困難手形が 1 件（同 4.8%）となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反			実 体 規 定 違 反												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割引困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
平成 27 年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	北海道	156	17	173	0	88	12	1	3	0	0	4	0	0	0	108	281	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
		北海道	126	15	141	0	68	12	1	3	0	0	3	0	0	0	87	228
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
		北海道	30	2	32	0	20	0	0	0	0	0	1	0	0	0	21	53
平成 26 年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	北海道	128	17	145	0	78	18	0	17	1	1	2	4	0	0	121	266	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		北海道	97	12	109	0	56	15	0	14	1	1	1	4	0	0	92	201
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		北海道	31	5	36	0	22	3	0	3	0	0	1	0	0	0	29	65
平成 25 年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	北海道	133	24	157	1	69	9	0	3	1	0	4	0	0	0	87	244	
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
		北海道	67	14	81	0	24	6	0	2	0	0	3	0	0	0	35	116
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
		北海道	66	10	76	1	45	3	0	1	1	0	1	0	0	0	52	128

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成 27 年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 8 名から、下請事業者 335 名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 1185 万円相当の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は 1 万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 181 名に対し、110 万円の減額分を返還した（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成 27 年度	全国	93 名	4,405 名	7 億 7050 万円
	北海道	4 名	181 名	110 万円
平成 26 年度	全国	108 名	2,253 名	4 億 499 万円
	北海道	4 名	53 名	2125 万円
平成 25 年度	全国	127 名	3,777 名	5 億 4558 万円
	北海道	3 名	47 名	354 万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 150 名に対し、220 万円の遅延利息を支払った（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
平成 27 年度	全国	124 名	2,857 名	3 億 2691 万円
	北海道	3 名	150 名	220 万円
平成 26 年度	全国	91 名	1,783 名	6299 万円
	北海道	1 名	9 名	16 万円
平成 25 年度	全国	110 名	1,765 名	1 億 1107 万円
	北海道	2 名	66 名	253 万円

ウ 返品事件においては、親事業者は、下請事業者 4 名に対し、854 万円の返品分を返還した（第 6 表参照）。

第 6 表 返品事件における返還状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
平成 27 年度	全国	7 名	161 名	1 億 7896 万円
	北海道	1 名	4 名	854 万円
平成 26 年度	全国	3 名	65 名	2 億 2830 万円
	北海道	—	—	—
平成 25 年度	全国	1 名	2 名	21 万円
	北海道	—	—	—

（注）該当がない場合を「—」で示した。

第 2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成 27 年度における北海道事務所の状況は次のとおりである。

1 下請法等の普及・啓発

(1) 「下請法基礎講習会」の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向け講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 27 年度においては、2 会場で実施した。

(2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、北海道経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成 27 年度においては、3 会場（全て公正取引委員会主催）で実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 相談・指導

相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 27 年度においては、94 件の相談（下請法に係る相談 80 件、優越的地位の濫用規制に係る相談 14 件）に対応した。

(2) 「中小事業者のための移動相談会」の実施

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域

に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 27 年度においては、4 か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成 28 年 3 月末時点における北海道事務所管内の下請取引等改善協力委員は 6 名）。

平成 27 年度においては、下請取引等改善協力委員から北海道内における下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 27 年度においては、事業者団体へ 2 回講師を派遣するとともに、下請法等に関する資料の提供を行った。